様式第４号

　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 労　働　局　長　殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は代理人 | 住所　〒 |
|  | 電話番号 |
|  | （法人名） |
|  | 代表者職・氏名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は社会保険労務士  （提出代行者・事務代理者の表示） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |
|  | 社会保険労務士・氏名 |

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた標記助成金について、下記のとおり事業実施計画の変更の承認を受けたいので申請します。

記

１　事業実施計画変更の事由

|  |
| --- |
|  |

２　変更後の事業の内容及び目的について（変更がある場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| （１）支給対象の事業 | |
| ①　労務管理担当者に対する研修  ③　外部専門家によるコンサルティング  ⑤　人材確保に向けた取組  ⑦　労務管理用機器の導入・更新  ⑨　⑥～⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 | ②　労働者に対する研修、周知・啓発  ④　就業規則、労使協定等の作成・変更  ⑥　労務管理用ソフトウェアの導入・更新  ⑧　デジタル式運行記録計の導入・更新  ⑩　⑥～⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（支給要領第２の１（２）に基づく特例要件を適用する場合） |
| （２）事業の目的 | |
| ①　勤務間インターバルの導入 | ②　賃金引上げ |

３　変更後の国庫補助所要額について

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後の国庫補助所要額 | 円 |

様式第４号別添

働き方改革推進支援助成金事業実施計画（変更）

１　支給対象の事業（変更する項目のみ記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)指定対象事業場数（詳細は別紙１に記載） | | 事業場 |
| (2)事業実施予定期間 | | 月　　日から　　月　　日 |
| (3)事業の詳細 | | |
| 事業の内容 | 実施予定時期 | 所要額の内訳【 税抜 ・ 税込 】 |
| ア　働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書２（１）①～⑤の事業 | | |
|  |  | アの所要額計　　　　　　　　　　　　　　円 |
| イ　働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書２（１）⑥～⑨の事業 | | |
|  |  | イの所要額計　　　　　　　　　　　　　　円 |

※　改善事業の実施に向けて、現状の作業方法(問題点)、事業実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果について、具体的に記入すること。

様式第４号別添（続紙１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (4)事業の目的（成果目標） | | |
| ア　勤務間インターバルの導入 | | 上限額  円 |
| ①　新規導入で、休息時間数が９時間以上11時間未満  ②　新規導入で、休息時間数が11時間以上  ③　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が９時間以上11時間未満  ④　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が11時間以上 | | |
| イ　対象労働者の賃金引上げ | 有　・　無 | 加算額  円 |
| 有の場合の実施予定内容 | | |
| ①　賃金引上げ率 | ３％以上・５％以上・７％以上 | |
| ②　賃金計算期間 |  | |
| ③　賃金支払日 |  | |
| ④　賃金引上げ年月日（予定） |  | |
| ⑤　賃金引上げ人数（詳細は、別紙２） | 人 | |

|  |
| --- |
| (5) 上記(3)，（4）に対する労働者の意見 |
| 【意見を聴いた労働者の職・氏名】  【事業に対する意見】以下にチェックする。  　□意見無し  　□事業の内容を変更すべき  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　□事業の実施予定時期を変更すべき  （理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【成果目標に対する意見】以下にチェックする。  　□意見無し  □成果目標を変更すべき  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【労働者の意見の反映の有無】※意見があった場合のみ記載。  　□全て反映  □一部反映  　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □反映無し  （理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※上記を記載することに代えて労使の話し合いの際の議事録を添付することでも差し支えない。 |

様式第４号別添（続紙２）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (6) 上記(3)の所要額計に補助率を乗じた額（1,000円未満切捨） | | | | 円 |
| （内訳） | | | | |
| (3)アの所要額計 | 円 | ×３／４ | ＝ | 円 |
| (3)イの所要額計 | 円 | ×３／４（下記に該当しない場合） | ＝ | 円 |
| ×４／５（企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下かつ、(3)イの所要額計が30万円を超える場合） | ＝ | 円 |
| (7) 上記(4)の上限額と加算額の合計 | | | 円 | |
| (8)国庫補助所要額 ※(6)の額。ただし (7)のいずれか低い方の額が上限 | | | 円 | |

（※）交付要綱第３条第４項に定める１企業当たりの助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が９時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては100万円、11時間以上の勤務間インターバルについては120万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が９時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては50万円、11時間以上の勤務間インターバルについては60万円となります。

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

様式第４号別添別紙１

指定対象事業場一覧（変更後）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業場名 | 所在地 | 導入  種別  (※１） | 目標とする勤務間  インターバルの時間数（申請時の時間数）（※２） | 常時使用する労働者の数 | 対象労働者数等  （※３） | 雇用形態  別の就業  規則の有無 |
| 記入例 | △△△△ | 〒×××－××××  ○○○○○▽－▽ | 新規導入 | ９時間００ 分  （　時間　　分） | ３０人 | 申請時　　　　０人  事業実施後　３０人  ※正規雇用：３０人  非正規雇用：　人 | 有　・　無 |
| １ |  | 〒 |  | 時間 分  （　時間　　分） |  | 申請時　　　　０人  事業実施後　３０人  ※正規雇用：　　人  非正規雇用：　人 | 有　・　無 |
| ２ |  | 〒 |  | 時間 分  （　時間　　分） |  | 申請時　　　　　人  事業実施後　　　人  ※正規雇用：　　人  　非正規雇用：　人 | 有　・　無 |
| ３ |  | 〒 |  | 時間 分  （　時間　　分） |  | 申請時　　　　　人  事業実施後　　　人  ※正規雇用：　　人  　非正規雇用：　人 | 有　・　無 |
| ４ |  | 〒 |  | 時間 分  （　時間　　分） |  | 申請時　　　　　人  事業実施後　　　人  ※正規雇用：　　人  　非正規雇用：　人 | 有　・　無 |
| （１）新規導入する勤務間インターバルのうち、最も短いものの休息時間数　　　　時間　　分 | | | | | | | |
| （２）適用範囲の拡大又は時間延長を行う場合、「目標とする勤務間インターバルの時間数」のうち、  最も短いものの休息時間数（（１）に該当がない場合のみ記載）　　　　　　　時間　　分 | | | | | | | |

※１　該当するものを記入すること（各種別については以下を参照ください）。

新規導入：勤務間インターバルを導入していない事業場において、新たに事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルに関する規定を就業規則等に定めること

　　　適用範囲の拡大：既に休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを就業規則等に規定すること

時間延長：既に休息時間数が９時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休息時間数を２時間以上延長して休息時間数を９時間以上とすることを就業規則等に規定すること

※２　適用範囲の拡大又は時間延長に該当する場合は、交付申請時における勤務間インターバルの休息時間数（最も短いもの）をかっこ内に記入すること。○時以降の残業を禁止し、かつ○時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により休息時間が確保される場合は、その休息時間数（最も短いもの）を記入すること。

※３　「申請時」及び「事業実施後」の欄には各時点における勤務間インターバルの対象労働者数を記入してください。また、正規雇用及び非正規雇用の欄には、事業実施後の雇用形態別の労働者数を記入すること。

※４　指定対象事業場が多数ある場合は欄を追加して記入すること。

様式第４号別添別紙２

賃 金 引 上 げ 対 象 労 働 者 一 覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 労働者氏名 | 生年月日 | 採用年月日 | 時間給又は  時間換算額 | 引き上げ  （予定）額 |
| 例 | 労働　太郎 | S59・３・31 | H22・４・１ | 時給2,000円 | 時給3,000円 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |

※１　交付要綱第３条第５項に規定する成果目標に取り組む場合のみ作成すること。

※２　対象労働者全員の賃金状況を記載すること。